

第6回動物福祉市民講座 質疑応答

先生方へ寄せられた質問へのご回答をいただきました。

ご回答ありがとうございました。

○戸上先生からのご回答

〔質問1〕

今回は鶏についてのお話でしたが、他鳥類についてお訊ねします。

自宅周辺にアジア系飲食店が増加して、生きたままのアヒルが住宅地に搬入されているのを目撃しました。体を拘束された数十羽のアヒルが軽トラの荷台に乗せられ、シートから嘴を出して鳴いていました。アパート一階のベトナム料理店に卸していたので、保健所へ通報。

住宅地で屠畜してよいのか？鳥インフルエンザの疑いはないか？と何度か通報し自治体もやっと店舗へ聞き取りを行いました。

日本ではこのように無許可で鳥の屠畜が行われています。

海外では鶏以外の鳥類の屠畜に対して法律で規制はあるのでしょうか。

〔戸上先生〕

ご質問ありがとうございます。ヨーロッパ・ドイツの例になりますが、ニワトリ以外の鳥類に関しても屠畜についての法整備があります。しかし、海外でも同じような問題があり、ドイツ国内でも無許可で自宅の敷地内での違法な（スタンニングをしていない、など）屠畜を行う方が近隣住民からの通報で明らかになることがあります。動物の最後をどう扱うか、また動物に痛みがある屠畜をした場合の罰則、それがどの程度の痛みであるのか、なども今後しっかり検討していかなければいけない点かと個人的に思います。

〔質問2〕

・感想にも書きましたが、懸鳥(シャックリング)するとほとんど動かなくなる個体がほとんどでしたが、その時点で意識はどの程度あるのでしょうか？

〔戸上先生〕

ご質問ありがとうございます。シャックリングは足を軸に動物を吊るしているのみなので、羽をばたつかせる個体は減りますが、それでも意識は同様にあります。ですので、意識がある動物を逆さにしておく負担などを考慮し、シャックリングされてから1分以内に電気プールでのスタニングをして意識を無くす、という素早い工程がヨーロッパでは法律で義務付けられています。シャックリングの目的が、動物が動かなくなることでなく、動物を「スタニングする前に」固定することに今後変化していったほしいと個人的に思います。動物が動かなくなったからといって、意識を無くす工程のスタニングを行わずにネックカットを行うのがどれほど痛いのか。なぜ日本でスタニングという工程が他の動物には義務付けられていて鳥類には無いのか、という部分に関して疑問に思ってくれる方が増えて議論の場が増えることも大切だと思います。

〔質問3〕

先生のお話の中で、「ガススタニングはスタニング後ネックカットまで13分たっても意識がもどらない」ので申請において **stun to stick time** を変更できるという説明がありました。しかしその後で「**BIO** の鶏はガススタニング後3分で意識回復した」と言うお話がありました。これは、**BIO** の鶏はガススタニング後3分で意識が回復することがあるが、通常の鶏は13分立っても意識が戻らない、という解釈で正しいのでしょうか？

〔戸上先生〕

ご質問ありがとうございます。今回の私たちの調査で使用したスタニングシステムのにつきましては、この製造会社の自己申請と過去の研究者の発表内容に基づき13分は「意識が回復しない」ということでした。それに合わせて管轄の公務員獣医師が勤務する獣医局に **stun to stick time** の変更申請をしています。しかし私たちの調査では3分後に意識が回復した（または、そもそも意識を失っていなかった）ニワトリがいたため、この調査内容は管轄の獣医局伝えております。ごく一部のニワトリで観られた症例のため、その後獣医局が13分からの許可を変更したということはありませんでした。また、13分も意識が戻らないのは気絶ではなく死亡しているからではないのかという議論もあります。脳死をなかなか証明するのが難しいことですが、こちらも研究が進んでいます。